

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 令和8年3月17日（火） 午前10時00分～午前11時16分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、  
8番 岡田 公作、 11番 鈴木 勝彦、 13番 倉田 利奈  
オブザーバー

副議長（9番） 長谷川広昌

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

一般1名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、  
市民部長、市民窓口GL、税務GL、  
都市政策部長、防災防犯GL、上下水道GL  
会計管理者

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第3号 指定金融機関の指定について
- (2) 議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について
- (3) 議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (5) 議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について
- (6) 議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について
- (7) 議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可いたしましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る3月10日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案7件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の野々山 啓委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしく願います。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第3号 指定金融機関の指定について

委員長 質疑を行います。

問(13) 参考資料を見ますと、非常に分かりやすい表を作っていて評価したいなと思うんですけど、今回は、これ審査結果というところを見ますと、書類審査の結果となっておりまして、いわゆるこれプロポーザルではないやり方なのかなと思うんですよ。なので、どういった過程を経て、こういった調査っていうか、行っていたのかっていうところをまずお聞きしたいのが1点目と。

あと、9ページの下に米印があって、「他市、他行動向により協議を行う可能性有り」と書かれておりますので、これについて御説明をお願いしたいと思います。

答(会計管理者) まず、今回のこれをいわゆるコンペ方式と呼んでおるんですが、そういった形をしたのが過去の経緯がございまして、残っておる記録を見ますと、昭和50年4月から平成17年5月までは、岡崎信用金庫と碧海信用金庫、旧東海銀行の3金融機関で輪番制を取ってございました。その後、実は平成17年に入りまして、東海銀行さんのほうからこの輪番制を見直していただきたいという申し出がありまして、そこから各金融機関さんに対して、今回と同じような条件を提示していただいてやっていただけたところでやっただくという形を、今、継続しているところでございます。

2点目につきまして、手数料の米印についてでございますが、現在、岡崎信用金庫さんのほうの手数料については無料という形で御提示いただいておりますが、実は昨今の手数料につきましては、当然、各金融機関さん、有料化の動きがございまして、岡崎信用金庫さんのみが、今、無料で頑張りますよということでございます。

したがいまして、今回指定させていただいた期間の中で、年度の途中でこういった協議の場を設けていただきたいというような申し出がございましたので、このように記載させていただいてございました。ただし、少なくとも令和8年いっぱいには条件を変えることのないようにお願いしますということは申し添えております。

問(13) 今、コンペ方式っていうようなお話があったんですけど、そうなってくると、特に、各市内の金融機関さんにこういうので提示、いわゆるうちの条件はこうですけどどうですかっていうことで、こちらから投げかけたっていうやり方でいいのかっていう確認と、あと、やっぱり手数料のところは気になるんですけど、令和8年度は何とか頑張らなくて無料でやってほしいというお話なんですけど、これ、岡信さんって本当うちの裏

にあるんですね、すぐ裏に支店さんがあるものですから、そうなってくると、例えば窓口で市民の方が何らかの形でいろんなことにお支払する件があるかと思うんですけど、そういった場合、変な話、今後もしこれが有料になったときに、市役所内ではちょっと手数料かかっちゃうけど、銀行のほうに行けば無料になるよとか、そういうことも可能性として出てくるということでもよろしかったでしょうか。

答（会計管理者） まず、御指摘いただいたコンペ方式のやり方については、当方から条件を投げかけて、その回答をいただいている方式を取っております。加えて、参考まででございますが、実は指定金融機関さんのほうの責務というのがございまして、これは地方自治法施行令第168条の2の第1項に、指定金融機関の責務というのがございまして、指定金さんはその他の収納代理金融機関さんの総括、取りまとめを行うと。その収納代理機関の公金の収納または支払に関する限り、普通地方公共団体に対して代表して責任を有するという責任が負わされるということがございますので、そういったところのことを各金融機関さん御承知の上で、今回そういったことはあえてここには提示してございませんが、少しその荷が重いというような声も聞いてございます。

もう一点の手数料の関係でございますが、御指摘のとおり、いろんなパターンが考えられます。極論を申し上げますと、例えば、お隣に金融機関さんがございますので、市役所内の公金の取扱いをやめてしまおうかということも実は検討してございます。ただ、現実的なお話として申し上げますと、例えば、今いわゆるメガバンクさんについては、窓口の手数料を300円プラス税。あと、ゆうちょ銀行さんにおいても実は400円前後の手数料をくださいと。これに対して政府のほうについては、QRコードが付番されたものについてということで進めておりまして、各金融機関さんのQRコードがあれば無料ということになるんですが、この内容については今しばらくかかるだろうと考えておりますので、それまでの間はいろいろな組合せに応じて手数料のほうは節約してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) まず1点目として、今回のこの改正によると、参考資料の①のところに、行政庁の電子機器に備えられたファイルに記録された公示事項を閲覧者の電子機器に表示する方法となってるんですけど、これ具体的にどのように運用されていくのか教えていただけますか。

答(行政) 具体的な運用ということだと、高浜市の公式ホームページ上にその公示送達のページを設けまして、行政庁の電子計算機、パソコンに備えられたファイルに記録された公示事項をそこに登録いたしまして、インターネットを通じまして、ホームページとして公表できる。そのようにして、御覧になりたい方のパソコン、こちらに表示する方法を取ろうと思っております。

問(13) 分かりました、今の説明で。何かこの文章だけでは全然どういうふうに運用されるか分からなかったんですけど。ということは、自宅でもこれは簡単に見れるようになるってことなんですけど、この15条の第4項には、これ掲示板に公示事項を記載した書面を掲示となっているんですけど、この規則改正を読むと、結局この書面の掲示を行わないのかなと思うんですけど、実際どうなるんでしょうか。

答(行政) 要するに、インターネットでも公表するし、書面でも掲示するし、ということをや両方やりなさいということが国から示されておりますので、そのようにいたしますということでございます。

その細かい、インターネットを使う方法については、規則で決めるということで今申し上げたとおりの方法を取ることでございます。

問(13) この15条の第4項を読むと、結局、書面の掲示っていうのもやらなくてもよくなるのかなと思うんですけど、高浜市としてはそういったことは今は考えておらず、いつまでやるかよく分からないんですけど、書面の掲示で、いつまでやるとかも特に今決めてなくて、書面の掲示も同時進行でやるっていう理解でいいでしょうかね、今の御答弁。

答(行政) インターネットで公表するというのがまず一つの方法としてやりなさいと言われていて、今後やっついこうとしていることでございます。

2つ目の方法といたしまして、書面の掲示かあるいは御来庁いただいて市役所の窓口などに備えたパソコンでその画面を表示しなさいよというのが一つございまして、私ど

もといたしましては、窓口で端末を設置する、わざわざ入ってきていただいて端末を設置するよりは、外の掲示板に、これまでどおりなじんだ方法で書面を掲示したほうが、まだ来庁される方には御覧になりやすいだろうということで、書面の掲示を継続するものでございます。

問（13） 今の御答弁で、書面の掲示は継続してやっていくっていう方針だと思うんですけど、結局、インターネットが家で見れない人はやっぱりそのホームページを見れないわけで、そうなった場合に書面の掲示で見ればいいんですけど、中にはちょっと中に入ってきて見せてよっていう場合もあるかと思うんですけど、それは行政グループの窓口とかにそういうことができるようにしてくっていうことでよろしかったでしょうか。そうすると、2階まで市民の方に来ていただくことになるんですけど、そういった形でしょうか。

答（行政） 書面の掲示で公示事項を掲示いたすということでございますので、掲示板で御覧になれるということでございます。ただ、例えばちょっと分厚いようなものだったりする場合は、その場で御覧になれないときは行政グループに御連絡していただければ、御覧いただけるようにいたしますということでございます。

問（11） 行政として、本市としてこのデジタル化を今後どう取り組んでいくのかということと、市民への利便性、これはどう考えているのか教えていただきたいと思います。

答（行政） 今回この公示送達デジタル化、これはもう国を挙げてのデジタル化ということになりますので、市としても粛々と取り組んでいくということになるかと存じます。

市民への利便性ということも、今、例えば公示送達につきましては、2方法で行う、インターネットと書面の掲示と2つの方法で行うということでございますけれども、デジタル化を進めつつも、やはりちょっとデジタル化に弱い方への御配慮といたしまして、書面の掲示なども今後も継続していきたいと思っております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) 総括でもいろいろあったんですけど、まず、市民にこれ説明するつもりで分かりやすく、そもそもこの国保の仕組みと税率改定の必要性、これを関連づけてまず説明いただきたいと思います。

答(市民窓口) まず、国保の仕組みということでございます。

国民健康保険は、制度改正により平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業納付金の額の決定、標準保険税率の提示など、中心的な役割を担うようになりました。

市は、前年度に決定された国民健康保険事業納付金を県に納付すれば、保険給付費に必要な費用は全額県から市に交付されます。

県は、医療費動向等から県全体に必要な医療費や事業費を推計し、県が国から受ける公費収入を差し引いた額を基に市町村ごとの納付金が決定されます。

各市町村は納付金を県に納付するため、その主な財源となる国保税について、県において提示された市町村ごとの標準保険税率を参考に保険税率を決定しております。

税率改定の必要性というところですけども、こちら参考資料にも記載させていただいておりますが、平成30年度以降、多くの自治体が標準保険税率を参考に税率を引き上げてまいりましたが、本市では歳入不足の対応として、国民健康保険支払準備基金を活用し、他市と比べて低い税率に抑えてきました。

しかし、基金を活用しても歳入不足を補うことができない状況となり、健全な国民健康保険財政を継続するために、税率を見直す必要が生じたため、税率改定をお願いするものでございます。

問(13) 今の御答弁からいくと、この県からの給付金っていうのは、これは何を基に算定されるか教えていただけますか。

答(市民窓口) 県からいろいろ加入者や人口、また、その市がかかった医療費等々を計算して市が算定したものでございます。

問(13) 今、人口っておっしゃったんですけど、この人口っていうのはいわゆる国保加入者の人数なのか、それともいわゆる住基人数なのか、それか、前からずっと言ってる普通交付税にかかってくるような国調人口なのか、そのあたりも一緒に教えていただきたいのと、あと、今回、この税率改正により、これ税収アップっていうか、いわゆる

皆さんからいただける国保料、これどれぐらい増えるっていうふうに見込んでいるのか教えていただけますか。

答（市民窓口） 人口は加入者、あと加入者率も算定されます。計算時の住基人口になります。

あと、税率改定することで収納額がどれぐらいということですが、改正後の税率で収納額を試算したところ、子ども・子育て支援金分を除いて、収納見込額は約8億4,100万円、現行税率と比較し、約1億200万円、13.8%の増となります。

問（13） 先ほどのその県からの給付の話で、住基人口と加入者数ってあったんですけど、これ両方とかかってくるっていうことなのかどうかっていうのがちょっとよく分からなかったのでも教えていただきたいのと、今、1億200万円増ということなんですけど、今後、これ県が算定する高浜市の標準保険税率、これよりも実際本市の税率が高くなっていくことってあり得るんでしょうか。どうなんですか。

答（市民部） 標準保険税率は市ごとに示されておるんですが、これは収納率がある程度、県の算定では一律で示されておりまして、95.34%でこの標準税率でいいですよというふうに示されてまして、これより収納率が低くなると、標準保険税率よりも高い税率にしなければならないということがございます。

問（13） ちょっとよく分からないんですけど、今、収納率が一律で計算されてることで、結局そうなるとこの標準保険税率が市町村によって異なっているのか、異なってないのか、なってるのであればそれは多分収納率だけじゃなくて何かほかの要素があるのかなと思うんですけど、そのあたり御説明できればお願いしたいんですが。

答（市民部） 県は、高浜市でいくと95.何%の収納率でいくと、この税率でいいですよというふうに決めてて、それより低いともちろん税率を上げないと、その金額が収納できないもんですから、そういう仕組みになっております。

あと、市町村ごとによって異なるということですが、県は医療費の水準だとか、国保加入者の世帯構成だとか、あと所得の水準だとかそういうものを反映して、この町では、このぐらいの税率で適用されてはいかがですかというものを示していただいておりますので、それを参考に税率を決定していくんですけども、市町ごとにその標準保険税率は違うということです。

問（13） 多分、すごく複雑に絡み合った何かいろんな要素があるのかなと思うんですけど、これ税率改定のこれ前提となる、本市における国保加入世帯、これ所得の状況に

ついてはいかがでしょうか。

答（市民部） 資料でいきますと、例えば、200、400、600、800という数字が、今、参考資料のところに出ておるんですが、200万円未満の世帯というのが71.8%、ほぼ200万円未満。600万円以上というのが4.1%ということで、世帯によってはこの下の方々が多くを占めるという状況でございます。

問（13） 多分、今、その社会情勢でそういう形になってきたんですけど、あまりにも今の税率聞いて今びっくりしてるんですけど、今の多分この40ページのこの影響額っていうところのモデルケース、これ見ていただくと、モデルケース1で40代の夫婦2人で小学生以上の子供2人の4人世帯で、今おっしゃってた71.8%、多分ここが一番多いんですよね、今、高浜市でいくと。ここで見てみると、所得がいわゆる200万円の場合、年間保険料が現行32万5,300円なんだけど、今後、5万1,600円上がって37万6,900円、5万1,600円負担増となるんですよね。そうすると、所得が200万円しかないのに、37万6,900円を引くと結局162万円余り。例えば、この人たちが、全員が全員じゃないんですけど、まだ年金払って、国民年金の場合、そこから1人当たり20何万ですかね、それを引くと、結果的に162万円、社会保険料として必要になってくるんですよね。そうすると、国民年金とこの国保でいわゆる200万円だとすると、それ引いちゃうと120万円で生活してくっていうことで、これすごい厳しいなと思うんですね。本当にこれはもう国もいい加減に考えていただかなきゃいけないんですけど。

これ120万円で生活するっていうそういう現実が待ってるんですけど、これっていうのはこの改定後の金額っていうのは、これ軽減後の金額っていうふうに理解してよろしいのでしょうか。どうなんでしょうか、これ。

答（市民窓口） 参考資料に記載のモデルケースでいう所得ですので、年収ではなくて必要経費を引いた額が200万円となっております。また年金っていうことだと、隣のモデルケースに、こちらのほうの軽減判定が適用されてこの金額になっております。

問（13） 本当にこれ国保の家庭あまりにも厳しくて、これ絶対にこれ上がったっていうことで生活が、今も物価もこれだけ上がってるもんだから、生活も今までギリギリでやってきた人が生活できないよ、特に5万1,600円も上がっちゃうっていうことは大体5,000円弱、月々上がっちゃうんですよね。そうなってくると、これ多分よっぽどこれ周知されて御理解いただけないと、市民からすごいこれどういうことってことで問合せめちやくちや入ると思うんですけど、周知どのようにされていくんでしょうかね。これ

すごい重要だと思うんですけど。

答（市民窓口） 周知の方法でございますが、この議案が議決後、速やかに市広報や市ホームページで周知するとともに、7月に国保税の通知がありますので、そちらに合わせて周知してまいります。

問（13） 議会でいろいろ専門用語とか言われてお聞きしても、なかなか一般市民の方ってすごく納得できないっていうか、特に今回すごい上がるものですから出てくると思うんですね。そのあたり、何らかの分かりやすい説明文書みたいなのをちょっと作っていただけないのかなっていうのと、あと、やっぱりこないだ総括質疑でも、審議会でこうやって経てやってきましたっていうことなので審議会を通った結果、今回上程されるんですけど、やっぱりこの審議会の内容についても、これだけではやっぱり私たちもよく分からない部分がいっぱいあって、やっぱり国保ってめちゃくちゃいろんな要素が絡み合ってるし、計算方法とかいろいろあるものですから、多分そういう審議会とかについては、そういった細かい資料をすごい出してると思うんですよね。なので、やっぱりこれについてはまず公開ということで、ホームページにいつ審議会やるのか、そして私たちにもやっぱりこれは審議会やりますよということで通知していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

答（市民窓口） 市民への分かりやすい説明ということは、それに努めてまいります。

また、審議会の内容につきましても、今ホームページに載ってませんが、結果を記載したいと思います。

問（3） 今、たしか部長が、この200万円以下の方が71.8%見えるよっていう話をされたんです。この40ページのモデルケース1の200万のところを見ると、今の質問から見ると、そういう人たちが71.8%もいるような、40代で夫婦2人で小学生の子供2人の4人世帯の方が71.8%もいるような捉え方をして質問をされてたように聞こえたんですけど、200万円台のその年収の方が40代で、そういった方が多分少ないと思うんです。国保に入られてる方はやっぱり厚生年金に入られてない方が多いので、その200万円以下の方の71.8%の年代層をもう少し詳しく御説明していただくと、どのくらいの年代の方が37万6,900円払うのかなっていうことがもう少し実感として分かるような気がするんですけど、もう少し上手に御説明していただけないかなって思いますけど。

だから、どの年代でどのくらいの年収の人がこのくらい払うんだよっていうモデルケースのこの200万の人が、その71.8%の高浜市にいて、払うのか。こういったモデルケ

ースの人は20%なのか、隣のモデルケース2の年金収入が200万円の方がこういった方が50%ぐらいいてこういう金額を払うのかでは、私たちの捉える捉え方がかなり違うと思うんです。どういった形になってるのか。このモデルケースでは、全然、こういう方が多いとどういうことになるのか、こういう方が多いとどういうことになるのかみたいなのが、このモデルケースによって、あの、影響されて、今の質問を聞いてると、影響されてそっち側に引っ張られちゃうと、そんなにみんな苦しい生活をしていかないといけないのかみたいな言い方に聞こえたんですけど、もう少し上手に説明していただけないですかね。

答（市民部） 所得200万円未満の方というのは、ほぼ年金所得のみというような方が多くを占めると思います。年齢構成まではちょっと把握してないんですけども、データを見る限りは、例えば、所得がない人が1,100人余り見える状況もありますので、それを勘案すると、やはり高齢者の年金のみの方がその200万円未満の大半を占めるといふふうに考えておりますので、生活に困るか困らないかというのはそれぞれ家庭構成があって、中には困って見える方もいるかもしれませんが、確かにこの負担が重くなってきているというのは事実でございますので、丁寧に説明しながら御理解を賜るように進めてまいりたいと思います。

問（13） 先ほど審議会の話で御答弁がなかったんですけど、市長どうですか。これやはり、介護保険の審議会もそうなんですけど、やっぱりよそはホームページに何月何日にやってますよ、やりますよ、傍聴してくださいっていうのが出てるとこもちゃんとあるんですよ。うちは全然議員にも知らされてないんですけど、これ今後どうですか、市長。ちゃんとこれ公開してホームページにも日程を示して、私たちにもやっぱり示してもらわないと、これ細かいところが本当によく分かんないですよ、国保って。それどうですか、市長。

答（市長） 市のほうでその審議会を開くというか、公開するかどうかっていうのはまた検討しますが、基本的にこれ国保、これは国が方針を決めて県もそれに従って数字を算定していくということで、国保の説明だとかそういった説明と言われますが、そういったことは本当に市民の方々も当然、今、テレビやインターネットも見て、この間の国政選挙でもこういったことっていうのは話題になりましたので、皆さんはしっかりと勉強されていると考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(11) 条文の7条に相談及び情報の提供等ということで、その中に防災防犯グループに総合窓口を設置するということが規定されておりますけれども、当然、人材育成が必要かと思っておりますけれども、その考え方を教えていただきたいと思っております。

答(防災防犯) 今回の条例におきまして、総合的窓口を防災防犯グループのほうに設置しますが、あくまでこちらにつきましては市役所として、防災防犯グループで相談を受ける入口という形になります。当然、職員の研修等につきましては、県主催の研修とかには参加しておりますが、まずこの窓口の目的としては、犯罪被害に遭われた方で、相談に来られた方をたらい回しにしないということが一番に考えておりますので、庁内との他部局との連携、それからサポートセンターあいちだとかの民間事業者及び警察及び県と連携する上での窓口というふうで受付のほうをしていきたいと考えておりますので、職員研修につきましては、逐次、やっていきたいと考えております。

問(11) 8条の経済的負担の軽減というところでありまして、被害者の置かれた状況の理解と、具体的な支援制度の認知向上の広報、啓発活動が必要だと思っておりますけれども、今後の取組の考え方を教えていただきたいと思っております。

答(防災防犯) 参考資料の議案第6号の概要資料46ページをお願いいたします。

第8条の経済的負担の軽減につきましては、犯罪被害者等が一時的に経済的な困窮に直面した場合の経済的負担を軽減するために、市が必要な措置を行うことをこの条例では規定しております。

高浜市犯罪被害者等支援金給付要綱を定めており、昨日の予算委員会のほうでも支援金については予算計上させていただいておりますが、こちらのほうを犯罪被害者の方が申請に来られたときには速やかに交付するような形でやっていきたいのと、この制度につきましても、本議会で予算及び条例が可決いただいた後には、条例の内容、それから申請の手続、支援金の内容について、ホームページのほうで公表していきたいというふ

うに考えております。

問（５） この愛知県下もしくは近隣市の制定の状況についてお聞かせください。

答（防災防犯） こちらにつきましては、12月末現在ということで報告させていただきます。愛知県全54市町村の中で、12月末現在でこのように特化条例を制定しておる自治体は、17市町村になります。西三河地域におきましては、豊田市、みよし市、西尾市が令和4年4月から施行。岡崎市、幸田町が令和6年から条例の施行をしております。本市を含めまして、今回、碧南市、刈谷市、安城市が令和8年4月1日を施行ということで3月定例会のほうにそれぞれ議案のほうを上程している状況でございます。

問（13） まず、議案書のこの第4条の市の責務っていうところなんですけど、犯罪被害者等支援に必要な施策を制定となってるんですけど、これどのような施策を総合的に制定し、実施するような予定なのか。これ計画をつくっていくのかどうなのか。また、その計画をつくるのであれば、議員には公表していただけるのか。これ具体的などころが見えてこないの御説明をお願いいたします。

答（防災防犯） あくまで4条におきましては、市の責務ということでありまして、先ほど鈴木委員からもありましたが、窓口をまず一元化することで分かりやすくすること、それから、犯罪被害者におきましても被害は様々な被害があります。精神的な被害を受けた方もおりますし、身体的な被害が残った方もお見えになりますので、市としましては、それぞれの部局へ速やかに手続を行えるようにつなぐことを想定しております。

例えば、あつてはいけないことですが、お亡くなりになられた方がいた場合につきましては、遺族年金等だとか公的手続の案内が速やかにいくような形で対応するなど、市の責務として考えております。

2点目の計画につきましては、今回改めて新たに条例を制定する形になりますが、愛知県を踏まえ、近隣市の状況等を判断し、必要に応じて考えていきたいと思っております。

問（13） 次、第5条の第1項、これ市民の役割の部分なんですけど、市民は基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を与えることのないように努めなければならない、とあるんですけど、先日の予算特別委員会とかではチラシの配布とかそういった答弁があったんですけど、これ配布ぐらいでなかなかこれ理解を深めることができないので、ちょっとすごい、深めまで書いてあるなと思うと、これ具体的にどのようなことを行うのかっていう

のがよく分からないので、教えていただきたいと思います。

答（防災防犯） さきの委員会のところでも御説明させていただきましたが、まずここにつきましては、市民というのが市内に住所を有する方のほか通勤通学者を含め、本市に生活拠点がある方を市民としておりますので、どこかのところで、高浜市の今回、犯罪被害者支援条例を制定したことに対して、ホームページ、インターネットもそうですが、窓口だとか愛知県等が開催します犯罪被害者の例えばシンポジウムだとかあれば、そういうところにより多くの方に参加していただけるように情報提供のほうを努めていきたいというふうに考えております。

問（13） なかなか、深めって書いてあるから、すごいなってちょっと思ったんですけど。

この2項にも市民の役割ということで、市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないというふうにあるんですけど、これ具体的にどのようなことを想定しているか。ちょっとイメージもわからないので教えていただけますか。

答（防災防犯） 具体的にとすると、ちょっと今現在では特に何をやるということは決めておりませんが、市がやる施策に対して市民として協力していただきたいということは数多くあるかと思います。例えば、ここでいうと、市民と、次の事業者のところにもかかってくるんですが、犯罪被害を受けた方っていうのは、当然精神的ストレスもあります。隣近所の方が市民として、その方に対していたわりを持った接し方っていうのも市民の役割というふうに認識しておりますが、いかんせん、プライバシーの問題もありますので、この方が犯罪被害者ですというのは分かりにくい状況ですので、市民全体として犯罪被害の方が出た場合は対応できるような施策を市がやる場合に、市民として協力していただくように進めていきたいというふうに考えております。

問（13） 7条を見ますと、これ市民から相談があった場合のみ、この条例が適用になるかというところをお聞きしたいんですけど、特に、例えば警察から情報提供とかがあって、犯罪被害者の支援を市が行っていくとかそういうことは想定されているのかどうかというのが、これだとよく分からないので教えてください。

答（防災防犯） 条例におきましては、相談を受けてスタートする形になりますが、実は令和8年4月から、警察のほうから、こちらにつきましては殺人だとかの亡くなった方の場合のみなんですが、所管の警察からこういう事件がありましたっていう話が本人

の同意が得られた場合に、まず市町村に提供されるという仕組みが令和8年4月から愛知県警のほうが行うというふうにお聞きしておりますので、全ての犯罪ではありませんが、殺人事件等があった場合につきましては、そういうふうに進めていきたいというふうに考えております。

問（13） 第8条なんですけど、先ほどもほかの委員がおっしゃってたんですけど、これ要綱がないもんですから、これ給付対象とか給付金が一体幾らになるのかっていうのが分からないんですよ。これ愛知県も愛知県で独自の条例を持ってて、こういう給付金をこういうふうに出しますよっていうものが、すごい細かくではないみたいですけど、ある程度が把握できるのかなと思うんですけど、高浜市の場合、今後多分要綱を、つくったんですかね、今の話だともうできてるのかなっていう感じなんですけど。

この予算書を見ると、予算措置のところで被害者支援金42万5,000円が上がってるんですけど、これも合わせてこの金額になっている理由、それからこの要綱にどういうふうに記されているのか。できれば要綱つくってるんだったら一緒に見せてほしかったんですけど、ないもんですから教えてください。

答（防災防犯） 要綱につきましては、条例可決をしていただいて、予算措置及び条例が可決した時点で進めていきたいと思っておりますが、まず、給付対象者として3つございます。

犯罪により亡くなられた方の被害者の遺族に支給する遺族支援。犯罪によって重傷病を負った被害者本人に対する重症病支援。3つ目が、犯罪によって精神疾患を患った被害者に対する精神療養支援という形の3つになります。

遺族支援金につきましては30万円、重傷病支援金につきましては10万円、精神療養支援金につきましては2万5,000円となっておりますが、おおむね県内の自治体については、本市と同様の金額となっております。その根拠といたしましては、愛知県の要綱がまさにこれと同じ内容になるんですが、金額が遺族支援金が60万円、重傷病支援金が20万円、精神療養支援金が5万円という形で、各市町村とも県の支援金の額の2分の1を支援する形で要綱のほうを設置して実施しておる状況でございます。

問（13） 今の答弁でいくと、金額については県とは違うけど、要綱の内容とか要綱についてはほとんど県に倣って今後公表されるという理解でよろしいでしょうか。

答（防災防犯） おおむね、要綱の立てつけはそうですが、表現によっては若干違うところがありますが、原則、愛知県の給付金の要綱と同じになっております。

問（13） 第10条、研修の実施その他必要な施策を講ずるものとするところとあるんですけど、先ほど県の研修があればとかいう話があったんですけど、これ普通旅費が予算書を見ると8,000円、消耗品費が6,000円ということで、いわゆる市独自の職員研修はないってことなのか。どういうことなのか、そのあたりがよく分からないので教えてください。

答（防災防犯） 職員研修っていうのは、市独自では今現時点では考えておりませんが、まず、これ制度自体を防災防犯グループの、特に防犯の相談を受ける職員が深く理解することが重要だと考えておりますので、愛知県が開催する各市町村の防犯担当職員向けの研修には参加させたいというふうに考えております。

また、予算委員会でもお聞きいただいたと思いますが、消耗品の6,000円は、リーフレットが愛知県からデジタルデータでありますので、デジタルデータを見られない、ホームページを御覧になれない方について、窓口で冊子ができるように印刷のほうをしていく予算を計上しております。

次年度以降について、全庁的にやるようなことが必要とある場合におきましては、人事と相談しながら、職員研修の中の一環として取り上げていただけるように進めていければというふうに将来的には考えております。

問（13） 相談窓口を防災防犯グループのほうで一元化してっていうことで、先ほどの御答弁でいうと、例えば、これはこういう給付金がもらえるんだとかいろいろそういった知識を持って各部局へつないでいくっていうことも大事なんですけど、つなぐのはつなぐんですけど、その人の1人の相談によって、それが警察にも行ったほうがいいかもしれない、ここの部局で相談したほうがいいかもしれない、ここの部局にも行ったほうがいいかもしれない、いわゆる多岐にもわたってあると思うんですけど、その総合的なまとめも防犯防災グループっていう理解でいいのかっていうところと、そうなってくると、やっぱりこういうところに相談に来るっていう方は、やはりすごく心に大きなダメージを負った方が多いと思いますので、そういう方に対するやっぱりその相談の受け方っていうことに対しても、ただ単に画一的な相談ではないものですから、非常にナーバスな面もたくさんあると思いますので、そういった面での配慮等について何かお考えがあったらお知らせいただきたいのと、あと、高浜市においてこの制定に当たるような、いわゆる多分、精神病とか重症病とかは、多少の軽いものは、軽いものって言ったらちょっと言葉が失礼になるかもしれないけど、そういったものについてはある

かもしれないですけど、いわゆる重大な犯罪被害者でこの条例があったらなというか、そのような方がいらっしゃるか。いわゆるこの条例に該当するような市民からの相談というのがこれまでにあるのかどうか、教えてください。

答（防災防犯） 御質問あったように、この相談に来られる方のケースっていうのはいろいろあります。中にはDVの問題もあれば、性的暴行だとかの問題もございます。それを防災防犯グループの全ての職員が対応できるかというのは当然不可能でありますので、例えば、福祉まるごと相談グループだとか、そういうところと連携する上での最初の入口で、それぞれの相談に来られる方の被害の状況や、何に困っているのかをまず聞き取る場所だというふうで想定をしております。

2点目の、実際に高浜市に相談があったかっていう話なんですけども、これ警察も、碧南警察署のほうもこの条例の中身について連携していくっていうふうでいろいろ情報交換をやってる中で、現時点においては今回条例で上げたような大きな案件については警察からも情報は得ておりませんので、その点からすると、現時点ではなかったというふうで認識をしております。

問（13） そうすると、もう最後なんですけど、規則は定めないんですかね。要綱だけで運用するっていうことかどうかの最後確認と、あと、今、入口ですよっていうことだったので、入口でお話を聞いて、そこだけでは、多分1回では聞き取れないこともいっぱいあると思うんですね。その中で、いわゆる部署を超えた、そして組織を超えた警察とか、地域のそういった機関とか、ちょっと今ぱっと思いつかばないんですけど、そういったところも含めた、いわゆる今後の協議体っていうんですかね、そういったものは設置をされていくのか。そういったものはまだ特に考えてないのか、どういった形になるのか、そこをお願いいたします。

答（防災防犯） 要綱につきましては、8条の経済的支援のところの犯罪被害者等の支援金の給付の要綱を定めております。それ以外については規則は定めておりません。

2点目の他の機関との連携ってありますが、最初、冒頭で北川議員のところでも御説明させていただきましたが、令和7年4月から愛知県が多機関ワンストップということで、私ども高浜市も含め、関係機関とワンストップでできるような構築をするということで、当然高浜市で相談された方につきましても、相談の内容につきましては、愛知県のほうの施設の御紹介だとか、愛知県への情報提供、それから警察本部だとかへ情報提供というような形でやっていくように考えておりますので、愛知県のワンストップサ

ービスの体制に基づき、高浜市として入口で対応できるように進めていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(11) 審議会の条例の制定というのは、今後の水道、下水道事業の経営環境の悪化だとか、将来予想の審議をしてもらいものだと考えていますけれども、審議結果、内容によって、どのように取り組んでいくのか、お考えを教えてくださいと思います。

答(上下水道) 今回の審議会で審議いただいた結果に基づいて、それで今後の経営の在り方などを検討していただきまして、持続可能な上下水道の運営や経営だとか管路の耐震化の推進を行っていきたいと考えております。

問(11) もう少し審議結果、内容について、市民の方にも説明をしなければいけない場面が出てくるかと思っておりますけれども、市民への周知、そんなことをどう考えてみえるのか教えてくださいと思います。

答(上下水道) この審議会で審議された内容というのは、高浜市のホームページ等のほうで結果等、審議の内容等、皆さんに知っていただけるようにしていきたいと考えております。

問(13) まず、審議会の設置ということで、近隣自治体における制定状況、それから、近隣自治体と条例上、異なるところとかありましたら教えてください。

答(上下水道) 近隣市の審議会の設置状況なんですけれども、近隣市でいきますと、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、西尾市、岡崎市、豊田市が設置をもうしております。

審議内容としましては、やはり水道事業の経営状況についてだとか、そういった適正な水道料金の在り方についてだとか、そういった議題等で審議会を開いて開催しております。

問（13） 多分この条例を制定するに当たって、いろんなどこの条例も研究されたと思うんですけど、特にうちと違うような条例があるとか、うち独自の何か条文があるとか、そういうことはないということでもよろしかったのかなっていうところと、それが一つ。

それから、今、審議会の内容をホームページとかで公表していきますっていうお話があったんですけど、まずその前段階として、やっぱりこれ公開で行っていくんですけどねという確認、もちろん公開ですよという確認と、それから、先ほどから言ってる会議の日程については、ホームページでお知らせすべきだし、議員にも伝えていただくべきだと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

答（上下水道） 今回、審議会条例を制定するに当たりまして、近隣市とほぼよく似た内容ということになっております。

2点目につきましては、この審議会は公開するのかっていうところなんですけども、審議会は一応原則公開ということでさせていただきますが、非公開情報を審議会に報告が必要な際には審議会に諮り、審議会が必要と認めるときは公開しないことがあります。

3点目としましては、どのような方法で周知をしていくかというところなんですけど、審議会の開催は、ホームページにて、一応、開催日、開催時間、開催場所、傍聴可能人数をお知らせするようにいたします。

問（13） ぜひ傍聴したいと思いますけれど。

これ今回新たな条例制定ということで、地方自治法222条に基づく予算措置っていうのが多分この予算書の中に措置されてるのかなと思うんですけど、勝手な私の推測でいくと、この収益的収入及び支出の総務費に入ってるのかなと思うんですけど、実際問題、どこにどのように金額が入っているか教えてください。

答（上下水道） 予算のほうにつきましては、総係費のほうに入っております、委員の報酬等が入っております。

問（13） 総係費ですね。間違えました。読み間違えました。

委員の報酬はここに載ってるんですけど、委員の報酬以外のものがどんな形で載ってるのかなっていうのと、もうこれだと本当にこれ事業活動の全般に関連する費用ということで大きい数字が載っちゃってるもんですから、実際問題、これ何人を想定してるのかも分かんないもんですから、実際問題、ここのうちの幾らなのかっていうのが分からないので、幾らなのかっていうのと…

委員長 倉田委員に申し上げます。

予算委員会で審議すべき事項に入っておりますので、細かい内容に入っておりますので、条例について質疑のほうをお願いいたします。

問（13） いや、この条例を制定するんであれば、予算措置をしなければいけないので、その内容を聞いてるだけなので、別に問題はないと思いますが…

委員長 倉田委員、冒頭で予算措置がされているかされていないかという確認がありましたので、されているということで、細かい内容につきましては、本来、予算特別委員会で審議される内容でしたので、その件については御遠慮ください。

問（13） この条例に関わることなのに聞けないんですね。

委員長 ですから、委員、何人を想定していますかっていうような聞き方をすればいいかと思いますが。幾ら、幾らっていう話を聞くべきところではないかと思いますが。

答弁できる範囲でお願いいたします。

答（上下水道） 今回の審議会は、委員の数が10名以内ということになりますので、10名分を予算計上させていただいております。

問（13） やっぱりこれ一般会計の予算書とは違うので本当に分かりにくいっていうか、なので、できれば概要のほうに書いていただけると今後ありがたいなと思うんですけど。

この間の総括質疑で、識見を有する者ってことで、市長のほうから大学の先生にもアプローチをしてるっていう話があったんですけど、これ識見を有する人っていうのは何人予定していて、大学の先生以外にも予定がされているのか。それから、各種団体を代表する市民、これはどのような団体を想定されて何人なのか。それから、このその他市長が必要と認める者、これについては市長が必要と認める方がもう既にいるのか、どのような方を想定しているのか。それについてお答えいただきたいと思います。

答（上下水道） 今、委員言われたように、委員として、専門的な知識を有する大学の教授、今のところなんですけど、2名程度を検討しておるといところでございます。

2点目としましては、各種団体ということで、どういった団体かというところになるんですが、商業だとか工業系、あと福祉関連の方など、そういった方の推薦を受けた方を委員としたいと考えております。あと、その他というところは今のところはまだ現在考えておるといことはございません。

問（13） この条例が可決された後、これ実際、いつこの審議会が立ち上がって運用されていく御予定でしょうか。

答（上下水道） 第1回目っていう感じですかね、審議会がいつ最初に開かれるのかっ

ていうことなんですけども、この条例が可決されてから委員の任命をしていって、そこから皆さんの日程調整をしまして、おおむね、できれば8月上旬ぐらいには第1回目ぐらいを開催したいなというふうには、今のところ考えております。

問(13) 多分、今後、もう料金の値上げがもうしなければ、多分この事業自体が成り立たないと思うんですけど、そういった意味でも料金を改定するっていうところが一番の目標になるのかなって、今までの答弁をお聞きしてもそう思うんですけど。

そうなってくると、具体的にその上げていくっていうところについては、どのようなスケジュールになるのかなっていうところと、この金額を上げるっていうことにつきましては、何がどうなったら上げるんだらうっていう、そのところが明確にお答えいただけると市民も分かりやすいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

答(都市政策部) 今、委員おっしゃられたように、料金をどのようにしていくかということ審議するために、この審議会条例を上げさせていただきました。まだ我々はこちらに行く入口のところでございまして、委員会を開催して、今後、いわゆる今あるインフラを将来にわたって維持していくためにはどうなんだと、そういったことをまず状況を御説明させていただいて、委員の方からいろいろな御意見をいただいて、適正な使用料とかユーザー負担がどうなのかというそういった議論を重ねた後に、そういった料金改定に向けて進めさせていただきますので、そういった答申を受けて、市民の方々に御負担いただく場合、当然、周知期間を設けてやっていくような、そんなスケジュールのイメージでおります。あくまで今後の予定となります。

問(13) そうなってくると、これ上水下水セットで料金改定を行うっていうことで考えていかれるってことになるんですか、どうでしょうか。

答(都市政策部) 水道も下水も、いわゆる使用料とか料金収入をユーザーの方をお願いしております。それが片一方は大丈夫で片一方が駄目ということはないので、それを同時進行していくのかどうかというのは、今後の進め方だと思います。

ただ、その都度、その都度上げるのではなく、上水道と下水道は一体として将来にわたってこの必要なインフラを維持していくために、その都度、専門家の方々に御意見を伺いながら、市民の方、いわゆるユーザーに御負担していただく、そういった費用について審議できるようにセットの条例として上げさせていただいておりますので、個々のそういった取組の時期は、今後の進め方とか、いわゆる収入等々も含めたところで検討させていただきたいと思います。

問（13） これまでの御答弁を聞いてると、例えば、国保については基金がもうこういう状態ということで、今回、何分の何でしたっけ、ちょっと忘れちゃいましたけど、それだけを取り崩して、今後これぐらいで枯渇しますよってということで御説明があるんだけど、水道とか下水っていうのが今までそういった説明も何もないもんだから、特に私も下水、非常に危ない状況になってるかなと思うんですよね。ですので、やはりそういった意味でも、そういった今後の見通しを持ったものも、やはり市民にもそうだし、私たちにもきちんとお示しいただいた上で、やっぱりこういう条例を制定していただきかったなって思うんですけど、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

委員長 答弁が重複する可能性があるので、重複しないように簡便に答えてください。

答（都市政策部） 先ほど来御答弁させていただきましたように、将来を見据えてこういった検討をさせていただくということですので、今、具体にお示しするものはございません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（11） この一部改正ですけども、災害時、その他の非常事態の緊急な対応が必要な状況時に一時的に緩和する取組だと思えますけども、もう少し具体的な例でお示しいただいて、その内容を教えていただきたいと思えます。

答（上下水道） 今の現行の条例では、災害時であっても市長が指定した者以外は、給水装置、あとは排水設備工事を行うことができません。

能登半島地震では、給排水に係る配管の破損が多発発生し、その地域の指定工事業業者等だけでは対応ができなかったことから、復旧が長期化したということがございました。

こうしたことを踏まえまして、国土交通省より、災害等の場合において、他の地方公共団体の長が指定した者が施行できるよう、条例に規定を設けるよう、技術的助言が国のほうからございまして、今回、条例を改正させていただくということになります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) 今回、補償基礎額及び補償基礎額加算額の変更によって損害補償金に変更になるってことなんですけど、これあくまでも基礎額と加算額なので、これらの金額及び勤続年数や障害の等級など、様々な条件により補償額ってというのが計算されると考えるんですけど、まず、今回、補償費総額、これが増額されることで、一定の条件の下、どういった条件かはそちらにお任せしますけど、一定の条件の下、具体的に総額どれぐらい増額となるのか。その条例の改正前、改正後について、まず御説明ください。

答(防災防犯) 改正の影響額ですので、分かりやすい例でお答えさせていただきます。

勤続20年以上の団員の場合で最も影響が大きいのが、配偶者が受ける遺族補償、要するに亡くなった場合の遺族補償一時金が37万円の増となり、一時金としまして、1,167万円を受け取る形になります。

一方、一番少ないケースにつきましては、休業補償ですと、1日当たり222円の増となり、1日当たりの支給額が7,002円という形になるのが最小の影響額というふうで試算されます。

問(13) では、次ですけど、配偶者の加算、これがなくなることで、一定条件の下、これどれぐらい影響があるのかなってところなんですけど、今まで100円だったのがこれ加算額がゼロになる。同様に、これ、だから対象としては多分子供がいなくて配偶者だけの家庭だと、そういう条件の下だと一番分かりやすいのかなと思うんですけど、その場合の一定の条件下についてはお任せしますけど、あと、同様に今回、子供の加算

額が1日当たり50円加算されるということで、こちらについても一定の条件の下、実際どれぐらい影響が出てくるのか教えてください。

答（防災防犯） 配偶者加算の100円の減につきましては、昨年度と今年度、今回のやつで2段階で改正するもので今回なくなる形になるんですが、先ほど御説明しました配偶者の遺族補償一時金が一番影響を受けますので、この場合につきましては、補償基礎額に加算額を加えた金額の1,000倍という形になりますので、100円の1,000倍という形ですので、10万円という形になります。

同じく、子供の扶養の加算につきましては、影響額として出るのが一番大きいところでいくと、5万円の影響で、1人当たり5万円という形になります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第3号 指定金融機関の指定について

挙手全員により原案可決

（2）議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会します。

委員長挨拶

終了 午前11時16分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長